

【周知】床面積の端数処理について

現状

○ 現在、建築基準法と建築物省エネ法で、床面積の端数処理の方法は以下の通りとなっている。

・建築基準法 : 「小数第3位以下を切り捨て」し、小数点以下2桁で入力

昭和41年建築指導課長通達(住指発第87号)

mlit.go.jp/jutakukentiku/build/q&a/sg_arepm.htm

※各行政庁によって取り扱いが異なる場合があります

・建築物省エネ法: 「小数第3位を四捨五入」し、小数点以下2桁で入力

【参考】住宅の省エネルギー基準と評価方法2024 戸建住宅版

<https://www.mlit.go.jp/common/001627022.pdf>



図 4.2.1 居室の分類

※外皮面積の計算の時に、「主たる居室」「その他の居室」「非居室」を別々に求めておき、※小数第3位を四捨五入して小数点以下2桁で入力します。

表 4.2.1 床面積

階	部屋名	主たる居室	その他の居室	非居室
1階	玄関			○
	LD	○		
	キッチン	○		
	和室		○	
	ホール・階段・収納			○
2階	浴室・洗面・トイレ			○
	寝室		○	
	子供部屋中			
	子供部屋東		○	
	クローゼット			○
合計		29.81	51.35	38.92
	床面積合計	120.08		

今後

○ 技術情報が26年10月版に改定予定(次頁参照)

建築物省エネ法についても、主たる居室の床面積、その他の居室の床面積及び非居室の床面積は、それぞれ行政庁等における建築基準法上の床面積の端数の扱いに従って算出することとする。

○ なお、経過措置として、

26年12月末までに申請するものについては、これまでの端数処理方法でも差し支えない。

技術情報(住宅版)

第一章 概要と用語の定義 (1-4)

2.20 床面積の合計、主たる居室の床面積、その他の居室の床面積及び非居室の床面積

床面積の合計は、主たる居室の床面積、その他の居室の床面積及び非居室の床面積の合計のことである。

主たる居室の床面積、その他の居室の床面積及び非居室の床面積は、それぞれ行政庁等における建築基準法上の床面積の端数の扱いに従って算出する。

https://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/1_261001_v12_rireki.pdf